第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法□第９条の６第２項の規定により、教習用備付け銃
□第９条の11第２項の規定により、練習用備付け銃
について次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人氏名　　㊞

射撃場	射撃場の種別	□教習射撃場　　□練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
備付け状況	ライフル銃　　丁 （内訳） 公称口径22のへり打ちのライフル銃　　丁 その他のライフル銃　　丁 ライフル銃以外の猟銃　　丁 ※備付け状況について、別紙１及び２を作成すること。	

備考　１　届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
２　届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
３　備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあっては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別紙１

備付け銃一覧

射　撃　場　の　名　称				
射　撃　場　の　種　別		□教習射撃場　□練習射撃場		
番号	銃　　種	型　　式	公称口（番）径	丁　数

備考　１　型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
２　丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別紙２

<table>
<tr><td colspan="2">射撃場の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">射撃場の種別</td><td colspan="3">□教習射撃場　□練習射撃場</td></tr>
<tr><td rowspan="7">備付け銃</td><td>備え付けた日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>種類</td><td></td><td>銃番号</td><td></td></tr>
<tr><td>型式</td><td></td><td>銃の全長</td><td>センチメートル</td></tr>
<tr><td>商品名</td><td></td><td>銃身長</td><td>センチメートル</td></tr>
<tr><td>公称口（番）径</td><td>ミリメートル
インチ
番</td><td>弾倉型式
及び充填
可能弾数</td><td></td></tr>
<tr><td>特徴</td><td></td><td>適合実（空）包</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">譲渡（貸付）人</td><td colspan="3">住所
氏名
電話番号</td></tr>
</table>

備考　１　備え付けられた銃ごとに記載すること。
２　型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
３　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
４　特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
５　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
６　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
７　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
８　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
９　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
10　譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
11　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。